

○えびの市景観条例施行規則

平成31年3月26日
えびの市規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及びえびの市景観条例（平成31年えびの市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第2項第5号に規定する工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁等法面保護構造物、柵、塀その他これらに類するもの
- (2) 電柱、照明柱、サインポールその他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔、記念塔、その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (7) 鉄筋コンクリートの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (8) 観覧車その他これに類する遊戯施設
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (11) 自動車車庫の用に供する立体的施設
- (12) 太陽光発電設備
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定したもの

(行為の届出等)

第3条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為（変更）届出書（別記様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、別表第1及び別表第2に定める図書を添付しなければならない。ただし、当該行為の規模が大きいため、規定の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

3 条例第13条の規定による通知は、景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

4 条例第17条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書（別記様式第3号）により行わなければならない。

(行為の規模の算定)

第4条 条例の別表の右欄に掲げる対象規模の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の高さは、建築物が接する平均地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までとする。
- (2) 建築物の延べ面積及び築造面積は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に準じて算出したものとする。
- (3) 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端までとする。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとする。

(適合通知)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づくえびの市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、行為制限の適合通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(勧告)

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第5号）によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第7条 法第16条第5項に規定する通知は、景観計画区域内行為（変更）通知書（別記様式第6号）により別表第1及び別表第2に定める図書を添付して行わなければならない。

- 2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、協議書（別記様式第7号）によるものとする。

(届出をした者に対する変更命令)

第8条 法第17条第1項の規定による命令は、設計変更等命令書（別記様式第8号）によるものとする。

- 2 法第17条第4項に規定する通知は、設計変更等命令期間延長通知書（別記様式第9号）によるものとする。
- 3 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（別記様式第10号）によるものとする。
- 4 法第17条第7項に規定する報告は、状況等報告書（別記様式第11号）によるものとする。
- 5 法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）における身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第12号）によるものとする。

(景観重要建造物等の指定等)

第9条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案を行おうとする者は、景観重要建造物（樹木）指定提案書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

3 法第21条第2項及び第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

4 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議して決定するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の申請等)

第10条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項又は第31条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物（樹木）現状変更許可書（別記様式第16号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 法第22条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物（樹木）現状変更協議書（別記様式第17号）を市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物等の指定の解除)

第11条 法第27条第3項及び第35条第3項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第12条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（別記様式第19号）により行わなければならない。

(景観協定の認可の申請等)

第13条 法第81条第4項の認可の申請は、景観協定認可申請書（別記様式第20号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容の適否を審査し、その結果を景観協定認可決定通知書（別記様式第21号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(景観協定の変更の申請等)

第14条 法第84条第1項の規定による変更の認可の申請は、景観協定変更認可申請書（別記様式第22号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容の適否を審査し、その結果を景観協定変更認可決定通知書（別記様式第23号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（景観整備機構の指定の申請）

第15条 法第92条第1項の規定による景観整備機構（以下「機構」という。）の指定を受けようとするものは、景観整備機構指定申請書（別記様式第24号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（景観整備機構の指定）

第16条 市長は、前条の規定によりなされた申請が次に掲げる基準に適合すると認められるときは、機構として指定するものとする。

- (1) 業務内容が、本市の景観行政の推進に資するものであること。
- (2) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができること。
- (3) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すること。
- (4) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分のあつた日から2年以上経過していること。
- (5) 法第95条第3項の規定により指定を取り消された法人で、その処分のあつた日前30日以内にその機構の役員であつた者を役員とする場合においては、その処分のあつた日から2年を経過していること。

2 市長は、法第92条第1項の規定により機構の指定をしたときは、景観整備機構指定通知書（別記様式第25号）により申請者に通知するものとする。

（名称等の変更の届出）

第17条 法第92条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書（別記様式第26号）により行うものとする。

（事業報告等）

第18条 機構は、毎事業年度の事業開始前に、事業計画書及び事業活動収支予算書を市長に提出するものとする。

2 機構は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書及び事業活動収支決算書を市長に提出するものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第7条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
共通	見取図 (縮尺1/2500程度)	当該行為を行う土地の区域及びその周辺(当該区域から半径約250m)の状況を表示する図面※1で、次の各項目がわかるもの ①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置 ④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源※2	※1:住宅地図も可 ※2:えびの市景観計画に掲載する景観資源を参考に作成する。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	
	敷地内現況図	当該行為を行う土地の区域の現在の状況を示す図面で、建築物、工作物、緑地、歴史及び文化的な価値を持つ史跡等を明示したもの	
	眺望状況説明図	当該行為を行う土地の区域の周辺(当該区域から半径約2.5km)を示す図面で、周辺の主要な眺望点からの当該区域の見え方等の眺望景観の状況を明示したもの	
	平面図	当該行為を行う土地の区域内の利用に関する計画を示す図面で、行為の位置、ごみ置き場、緑地、外構等を明示したもの 概略図可	
	各面立面図	概略図可	屋根の形状がわかるようにすること。
	工程表	工事完了までのスケジュール	
	その他市長が必要と認める図書		

別表第2（第3条、第7条関係）

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
建築物の建築等（法第16条第1項第1号関係） 工作物の建設等（法第16条第1項第2号関係）	付近見取図	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	配置図（縮尺1／200程度）	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界線 ⑤敷地内における届出に係る建築物等の位置 ⑥届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁壁 ⑨敷地の接する道路の位置、名称及び幅員 ⑩敷地及び道路の高低差 ⑪建築設備の位置及び種類 ⑫垣、柵、塀、張り芝等の位置 ⑬外構施設の位置及び材料 ⑭ごみ置場	
	各階平面図（縮尺1／100程度）	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④開口部の位置 ⑤建築設備の位置及び種類	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては添付を要しない。
	各面立面図（縮尺1／100程度）	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩（マンセル値表示） ⑤建築設備の位置及び種類	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。色彩については、色調をできるだけ詳しく記入すること。
	2面以上の断面図（縮尺1／100程度）	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ ⑤建築設備の位置及び種類	
	緑化計画図（縮尺1／200程度）	①植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ②緑地率、緑被率の数値	

	その他	参考となるべき事項を記載	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（法第16条第1項第3号関係）	付近見取図	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	現況図 （縮尺1／1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断図の位置及び方向	
	計画図 （縮尺1／1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模	
	縦横断図 （縮尺1／1,000程度）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	緑化計画図 （縮尺1／1,000程度）	①植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ②屋上緑化の位置及び面積 ③壁面緑化の位置及び面積 ④緑地率、緑被率及び緑視率の数値 ⑤緑確保の考え方	宅地分譲等を行う敷地で、将来宅地内緑化によって緑地率等を満たそうとする場合はその計画について記載すること。
	その他	参考となるべき事項を記載	
土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	付近見取図	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	現況図 （縮尺1／1,000程	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断図の位置及び方向	

	度)		
	計画図 (縮尺 1/1,000 程度)	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模 ④行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図 (縮尺 1/1,000 程度)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	緑化計画図 (縮尺 1/1,000 程度)	①植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ②屋上緑化の位置及び面積③壁面緑化の位置及び面積 ④緑地率、緑被率及び緑視率の数値	
	その他	参考となるべき事項を記載	
土石の採取・ 鉋物の採掘	付近見取図	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	配置図 (縮尺 1/500 程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤植栽又は伐採の位置及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦植林等による代替措置等の位置及び面積 ⑧隣接する道路の位置及び幅員	
	その他	参考となるべき事項を記載	
木竹の伐採	付近見取図	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	配置図 (縮尺 1/500 程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤植栽又は伐採の位置及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構	

	程度)	造及び規模 ⑦植林等による代替措置等の位置及び面積 ⑧隣接する道路の位置及び幅員	
	その他	参考となるべき事項を記載	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	付近見取図	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	事前協議で使用したものをを用いてもよい。物件の種類を表示すること。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	配置図(縮尺1/500程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦伐採及び植林する樹種 ⑧隣接する道路の位置及び幅員	
	緑化計画図(縮尺1/200程度)	①植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ②屋上緑化の位置及び面積③壁面緑化の位置及び面積 ④緑地率、緑被率及び緑視率の数値	
	その他	参考となるべき事項を記載	
特定照明	付近見取図	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	配置図(縮尺1/500程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④照明の配置、高さ、照射方向、光量及び光の色⑤照射対象	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別記様式第1号 (第3条関係)

景観計画区域内行為 (変更) 届出書

[別紙参照]

様式第2号（第3条関係）

景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書

[別紙参照]

様式第3号（第3条関係）

景観計画区域内行為完了届出書

[別紙参照]

様式第4号（第5条関係）

行為制限の適合通知書

[別紙参照]

様式第5号（第6条関係）

勧告書

[別紙参照]

様式第6号（第7条関係）

景観計画区域内行為（変更）通知書

[別紙参照]

様式第7号（第7条関係）

協議書

[別紙参照]

様式第8号（第8条関係）

設計変更等命令書

[別紙参照]

様式第9号（第8条関係）

設計変更等命令期間延長通知書

[別紙参照]

様式第10号（第8条関係）

原状回復等命令書

[別紙参照]

様式第11号（第8条関係）

状況等報告書

[別紙参照]

様式第12号（第8条関係）

身分証明書

[別紙参照]

様式第13号（第9条関係）

景観重要建造物（樹木）指定提案書

[別紙参照]

様式第14号（第9条関係）

景観重要建造物（樹木）指定通知書

[別紙参照]

様式第15号（第10条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

[別紙参照]

様式第16号（第10条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可書

[別紙参照]

様式第17号（第10条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更協議書

[別紙参照]

様式第18号（第11条関係）

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

[別紙参照]

様式第19号 (第12条関係)

景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書

[別紙参照]

様式第20号 (第13条関係)

景観協定認可申請書

[別紙参照]

様式第21号 (第13条関係)

景観協定認可決定通知書

[別紙参照]

様式第22号 (第14条関係)

景観協定変更認可申請書

[別紙参照]

様式第23号 (第14条関係)

景観協定変更認可決定通知書

[別紙参照]

様式第24号 (第15条関係)

景観整備機構指定申請書

[別紙参照]

様式第25号 (第16条関係)

景観整備機構指定通知書

[別紙参照]

様式第26号 (第17条関係)

名称等変更届出書

[別紙参照]